五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二十五条において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる検査項目

二～七　［略］

［削る］

5　地下式一級火薬庫の基準

一　第二十五条の二において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第二十五条第四号に掲げる検査項目

二～十　［略］

6　地上式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三及び四　削除

［削る］

五～七　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

一　第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二～七　［略］

［削る］

一　第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二～十　［略］

一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三及び四　削除

［削る］

五～七　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目

二～七　［略］

八　第二十五条第八号の火薬庫の照明設備

5　地下式一級火薬庫の基準

一　第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目

二～十　［略］

6　地上式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三　削除

四　第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根

五～七　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

一　第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二～七　［略］

八　照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。

一　第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二～十　［略］

一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三　削除

四　火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

五～七　［略］